

企業ねんきん

# 基金だより

No.21

2026.9

## CONTENTS

- 2 令和7年度基金決算のお知らせ
- 3 財政検証について
- 4 当基金の資産運用結果のお知らせ
- 5 iDeCo（個人型確定拠出年金）の月額掛金の上限が引き上げられます
- 6 当基金の業務概況／当基金の現況

「香川県小豆島・寒霞溪の紅葉と寒霞溪ロープウェイ」

西日本電気工事企業年金基金

7月27日に開催されました第22回代議員会において、当基金の令和7年度の決算および財政検証結果が承認されましたので、その概要をお知らせいたします。

なお、年金経理、業務経理ともに公認会計士によるAUP（合意された手続業務の確認・報告）を実施し、監事監査にて業務の適正な処理と財務会計規程・法令に準拠していることが認められています。

## 年金経理

年金・一時金の支払いや、その財源となる資産の積立状況をみる会計です。

## ■貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位 万円)

| 資産勘定     |           | 負債勘定      |         |
|----------|-----------|-----------|---------|
| 科 目      | 決算額       | 科 目       | 決算額     |
| 1. 純 資 産 |           |           |         |
| 固 定 資 産  | 329,505   | 流 動 負 債   | 0       |
| (信託資産)   | (262,602) | 支 払 備 金   | 3,867   |
| (保険資産)   | (66,903)  | (未払給付費)   | (3,867) |
| 流 動 資 産  | 3,636     | (未払移換金)   | (0)     |
| (未収掛金)   | (3,636)   |           |         |
| 計        | 333,141   | 計         | 3,867   |
| 2. 負 債   |           |           |         |
|          |           | 責 任 準 備 金 | 304,919 |
|          |           | 計         | 304,919 |
| 3. 基 本 金 |           |           |         |
| 繰越不足金    | 0         | 別 途 積 立 金 | 24,355  |
| 当年度不足金   | 0         | 当年度剰余金    | 0       |
| 計        | 0         | 計         | 24,355  |
| 総 合 計    | 333,141   | 総 合 計     | 333,141 |

## ■損益計算書

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(単位 万円)

| 費用勘定         |        | 収益勘定    |        |
|--------------|--------|---------|--------|
| 科 目          | 決算額    | 科 目     | 決算額    |
| 1. 経 常 収 支   |        |         |        |
| 給 付 費        | 16,329 | 掛金等収入   | 21,502 |
| 移 換 金        | 260    | 運 用 収 益 | 21,916 |
| 運用報酬等        | 1,405  |         |        |
| 業務委託費等       | 1,855  |         |        |
| 運 用 損 失      | 0      |         |        |
| 計            | 19,849 | 計       | 43,418 |
| 2. 特 別 収 支   |        |         |        |
| 特 別 支 出      | 0      | 特 別 収 入 | 0      |
| 計            | 0      | 計       | 0      |
| 3. 負 債 の 変 動 |        |         |        |
| 責任準備金増加額     | 9,100  |         |        |
| 繰越不足金処理金     | 0      |         |        |
| 計            | 9,100  |         |        |
| 4. 基 本 金     |        |         |        |
| 別途積立金積増金     | 14,469 | 当年度不足金  | 0      |
| 当年度剰余金       | 0      |         |        |
| 計            | 0      | 計       | 0      |
| 総 合 計        | 43,418 | 総 合 計   | 43,418 |

## 業務経理・業務会計

基金の事業運営に必要な経費を処理する会計です。

## ■貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位 万円)

| 資産勘定    |       | 負債勘定    |       |
|---------|-------|---------|-------|
| 科 目     | 決算額   | 科 目     | 決算額   |
| 固 定 資 産 | 42    | 流 動 負 債 | 670   |
| 流 動 資 産 | 6,983 | 基 本 金   | 6,355 |
| 当年度不足金  | 0     |         |       |
| 計       | 7,025 | 計       | 7,025 |

## ■損益計算書

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(単位 万円)

| 費用勘定   |       | 収益勘定    |       |
|--------|-------|---------|-------|
| 科 目    | 決算額   | 科 目     | 決算額   |
| 事 務 費  | 2,916 | 掛 金 収 入 | 3,359 |
| 代議員会費  | 34    | 雑 収 入   | 13    |
| 業務委託費  | 66    |         |       |
| 雑 支 出  | 50    |         |       |
| 当年度剰余金 | 306   |         |       |
| 計      | 3,372 | 計       | 3,372 |

# 財政検証について

基金では毎年度の決算結果に基づいて、年金資産（純資産）の積立状況を「継続基準」と「非継続基準」の2つの基準に照らして検証することが法令で義務付けられています。

STEP  
01

## 継続基準

将来のために保有しておくべき年金資産が、計画どおり積み立てられているかを検証します。

$$\frac{\text{純資産額}}{\text{責任準備金}} = 1.07 > 1.0 \text{ (基準値)}$$

純資産額  
329,275万円

責任準備金  
304,919万円

### ●再計算の要否判定比率

$$\frac{\text{純資産額} + \text{許容繰越不足金}}{\text{責任準備金}} = 1.22 > 1.0 \text{ (基準値)}$$

許容繰越不足金  
45,738万円

純資産額  
329,275万円

責任準備金  
304,919万円

STEP  
02

## 非継続基準

現時点で基金が解散したと仮定した場合、加入者や年金受給者等の方にこれまでの加入期間に応じた給付に見合う資産を保有しているかを検証します。

### ●積立比率

$$\frac{\text{純資産額}}{\text{最低積立基準額}} = 1.30 > 1.0 \text{ (基準値)}$$

純資産額  
329,275万円

最低積立基準額  
253,267万円

※ 責任準備金 …… 将来の年金給付に備えて現時点で保有しておくべき必要額に将来のリスクに備えて積立てられた額を加えた額。

※ 最低積立基準額 … 現時点で基金が解散したと仮定した場合に、受給（権）者の加入期間に見合った給付をまかなうために必要な年金資産。

## 検証結果

継続基準・非継続基準ともに基準値を満たしていますので、掛金率の見なおしは必要ありません。

## 健全な運営とガバナンスの向上のため外部の専門家によるチェックを受けています

当基金では、年金経理の決算や年金財政の健全性の確認、業務経理の決算や掛金・給付業務などの事務処理などについて、外部の専門家である指定年金数理人や公認会計士によるチェック・助言を受けています。

### 指定年金数理人制度について

受給権の保全および年金財政の健全性を確保するために年金数理業務を行う厚生労働大臣の認可を受けた専門家を「年金数理人」といいます。年金数理人は高い倫理観と厳しい規範遵守精神を堅持する年金制度の専門家です。

確定給付企業年金では、継続的な財政診断および年金制度の運営全般に適切なアドバイスを受ける指定年金数理人を定めています。

指定年金数理人は企業年金の毎年度の決算や財政検証・財政再計算等、年金財政に関する関係書類が適正な年金数理に基づき作成されていることを確認しています。

### 公認会計士による AUP（合意された手続）の実施について

AUP とは公認会計士が行う業務の一つで、公認会計士と依頼者（基金）の間で確認する具体的な事項及びその方法について合意し、その調査結果について報告を受けるものです。

当基金では「業務経理」「掛金」「給付」「残高確認」などの事項について公認会計士による実地調査を実施しています。これにより会計の透明性の向上、誤りの発見や不正の防止、内部統制の改善といった効果が期待でき、事業主や加入者の安心感の醸成に繋がります。

令和7年度においては、2名の公認会計士により5日間の調査が実施され、すべてのチェック項目において適正な事務処理が認められました。

令和 7 年度  
当基金の資産運用結果のお知らせ

令和 7 年度の資産運用環境は、株式市場は春先に米関税政策発表により下落しましたが、その後は AI 関連需要が強く、7 月の日米関税合意、米利下げ再開、日本では高市政権発足による政策期待などにより大きく値を上げました。債券市場は、米国・欧州では景気減速懸念と財政不安が金利の下げ・上げ両方に働き金利の据え置きが意識されました。日本では日銀が 1 2 月に利上げを実施し、高市政権下での財政支出拡大への見方が金利上昇の要因となり債券価格は下落しました。年度末には中東情勢緊迫化によるインフレ懸念により株式・債券ともに下落しました。令和 7 年度は、国内債券は低調でしたが、国内株式・外国債券・外国株式は堅調で、年度末の当基金の運用利回りはプラス 7.14%となりました。

令和 7 年度の資産運用結果により、当基金の財政決算は積立剰余が約 1 億 5,100 万円増加し、別途積立金約 2 億 4,400 万円との合計約 3 億 9,500 万円の積立剰余相当額を保有しており基金財政は健全な状況です。

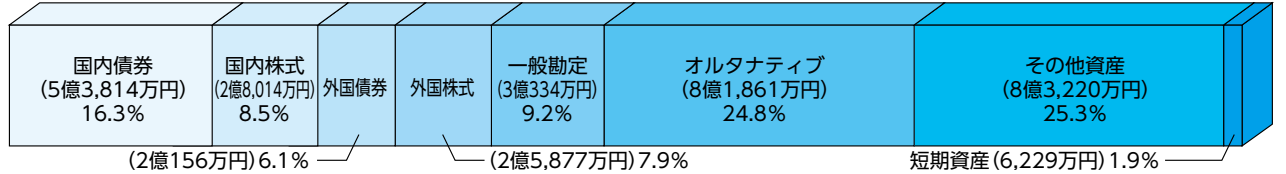
〔 積立剰余分 (約 1 億 5,100 万円) につきましては、現在の財政運営基準では、責任準備金に含まれて いますので、損益計算書・貸借対照表には表記されておりません。 〕

令和 7 年度 委託先運用結果 (令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)

| 委 託 先     | 期末資産額         | シェア   | 総合収益         | 修正総合利回り |
|-----------|---------------|-------|--------------|---------|
| り そ な 銀 行 | 25 億 2,710 万円 | 76.7% | 2 億 2,030 万円 | 10.30%  |
| 三井住友信託銀行  | 9,892 万円      | 3.0%  | ▲ 661 万円     | ▲ 2.47% |
| 第 一 生 命   | 6 億 6,903 万円  | 20.3% | 547 万円       | 0.82%   |
| 合 計       | 32 億 9,505 万円 | 100%  | 2 億 1,916 万円 | 7.14%   |

※総合収益………実際に得られた収益に時価を反映した収益。  
※修正総合利回り…運用結果として得られた収益率に時価の変動分を加味した利回り。

令和 7 年度末 資産構成割合 各投資先に資産を配分して、リスク分散を考慮しながら運用しています。 (令和 8 年 3 月 31 日)



運用の基本方針 (概要)

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用目的 | 西日本電気工事企業年金基金 (以下「当基金」という。)は、当基金の企業年金規約に規定した年金たる給付および一時金たる給付の支払いを将来にわたり確実に行うため、必要とされる総合収益を中期的な下振れリスクなどに留意しつつ、長期的に確保することを運用目的とする。                                                                                                                                                                       |
| 運用目標 | 年金財政上の予定利率、運用資産ごとに市場における収益率 (以下「ベンチマーク」という。)、および運用資産ごとのベンチマークを資産構成割合に応じて組み合わせた収益率 (以下「複合ベンチマーク」という。) を長期的に上回ることを運用目標とする。                                                                                                                                                                               |
| 資産構成 | 基本となる投資対象資産の期待リターン、リスク、相関係数を考慮したうえで、基準となる政策的資産構成割合 (以下「政策アセットミックス」という。) を下表の通り定める。<br>この政策アセットミックスは、当基金の企業年金制度の成熟度および財政状況等を勘案し、中長期的な分散投資の観点から安全かつ効率的なものとなるように策定する。策定に当たっては、内外の経済動向を考慮しなければならない。<br>オルタナティブ投資 (株式や債券等の伝統的な資産以外への投資、またはデリバティブ等伝統的投資手法以外の手法を用いる投資) を行う場合は、別途定める「オルタナティブ投資に係る規程」に基づくものとする。 |

政策的資産構成割合 (政策アセットミックス)

| 資産分類             | 政策資産構成割合 (%) | 乖離許容幅 (%) |
|------------------|--------------|-----------|
| 国内債券             | 14           | 5～23      |
| 国内株式             | 7            | 0～16      |
| 外国債券             | 7            | 0～16      |
| 外国株式             | 7            | 0～16      |
| 一般勘定             | 10           | 1～19      |
| オルタナティブ          | 28           | 19～37     |
| その他資産 (マルチプロダクト) | 24           | 15～33     |
| 短期資産             | 3            | 0～20      |
| 合 計              | 100%         | —         |



## iDeCo(個人型確定拠出年金)の月額掛金の上限が引き上げられます

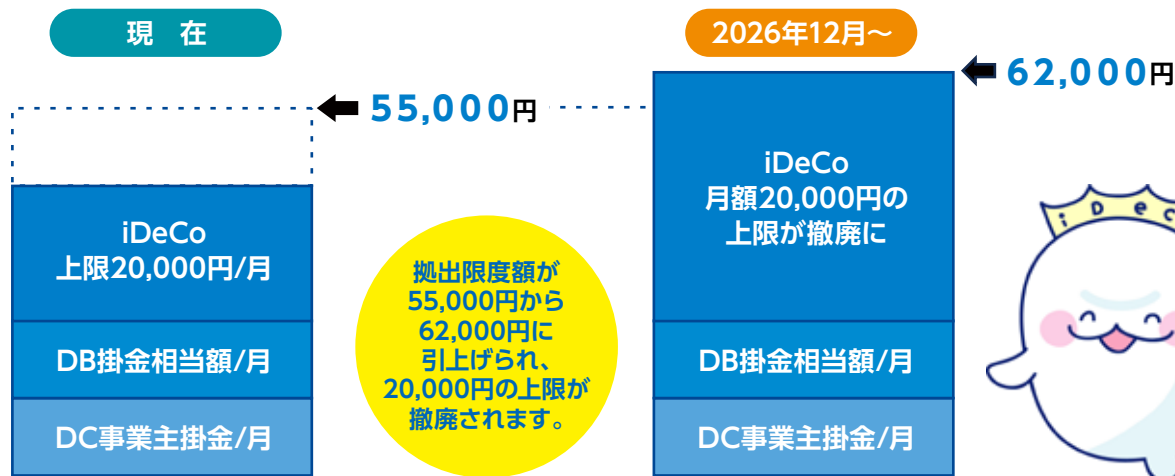
iDeCo(イデコ・個人型確定拠出年金)は、自分が拠出した掛金を、自分で運用し資産を形成する年金制度で、個人が金融機関などを通じて加入します。節税にもなり非課税でできる資産形成の手段として現在約400万人が加入しています。

2026年12月(2027年1月引き落とし分)から、iDeCoの掛金限度額が引き上げられますのでご紹介します。

厚生年金に加入しているケースでは、拠出限度額が5.5万円から6.2万円に引き上げられます。また、限度額の枠をDB(確定給付企業年金)とDC(確定拠出年金)で共有して一本化することから、iDeCoの月額掛金上限(2万円)も撤廃され、限度額まで拠出が可能となります。

### 【iDeCoの掛金上限額の算出方法】

| 2026年11月まで                                                                      | 2026年12月から                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| <p>月額<b>55,000円</b></p> <p>DB等の他制度掛金相当額 — 企業型DCの事業主掛金額</p> <p>(上限: 20,000円)</p> | <p>月額<b>62,000円</b></p> <p>DB等の他制度掛金相当額 — 企業型DCの事業主掛金額</p> <p>(上限は撤廃)</p> |



当基金はDB(確定給付企業年金)です。iDeCoの掛金限度額を算出するには当基金の掛金相当額(他制度掛金相当額)が必要となります。DBの掛金相当額は個人別ではなく加入者の皆さま一律の額です。

当基金の掛金相当額(他制度掛金相当額)  
(加入者の皆さま一律)

6,000円

※当基金へお納めいただいている掛金額とは異なります。iDeCoの掛金限度額を算出する際に使用する当基金の掛金相当額は加入者一律同じ額(6,000円)です。

※企業年金は当基金のみ加入されている事業所様にお勤めでiDeCoに加入されている方は、2026年12月から56,000円(62,000円-6,000円)がiDeCoの月額掛金の限度額となります。(2026年11月までは20,000円が上限です)

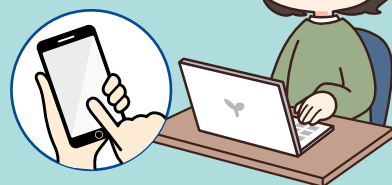
# ホームページをご活用ください

- ▶ 当基金のホームページで「年金制度のしくみ」「給付のしくみ」「年金・一時金の手続き」「基金事務のページ」「当基金について」などの情報をご覧ください。



左記二次元バーコードを読み込むことで  
西日本電気工事企業年金基金のホームページへアクセスできます。

西日本電気工事企業年金基金 検索



<https://www.nishinihon-denrikouji-kigyounenkinkikin.jp/>

## 令和7年度 当基金の業務概況

### ① 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計

#### 老齢給付金

##### ◆ 受給資格 ◆

加入者期間 10 年以上かつ 60 歳以上の資格喪失者

##### ◆ 標準的な給付設計 ◆

|     | 年齢(歳) | 勤続期間(年) | 金額(千円) |
|-----|-------|---------|--------|
| 年金  | 60    | 38      | 169    |
| 一時金 | 60    | 38      | 2,921  |

※年金：支給期間 20 年の場合の 1 年間年金額

#### 脱退一時金

##### ◆ 受給資格 ◆

加入者期間 3 年以上で資格喪失

##### ◆ 標準的な給付設計 ◆

|     | 年齢(歳) | 勤続期間(年) | 金額(千円) |
|-----|-------|---------|--------|
| 一時金 | 32    | 10      | 616    |

#### 遺族給付金

##### ◆ 受給資格 ◆

加入者期間 3 年以上で死亡、または、老齢給付金受給者の死亡

##### ◆ 標準的な給付設計 ◆

| 一時金 | 脱退一時金に準じた額 |
|-----|------------|
|-----|------------|

※遺族給付金に年金給付はありません。

### ② 事業所数・加入者数及び給付の種類ごとの受給権者数

(令和8年3月31日現在)

|           |       |   |
|-----------|-------|---|
| ◆ 事業所数 ◆  | 194   | 社 |
| ◆ 加入者数 ◆  | 2,923 | 人 |
| ◆ 受給権者数 ◆ |       |   |
| 受給者       | 603   | 人 |
| 繰下げ申出者    | 328   | 人 |
| 合 計       | 931   | 人 |

### ③ 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

|            |       |               |
|------------|-------|---------------|
| 老齢給付金(年金)  | 603 件 | 54,785,800 円  |
| 老齢給付金(一時金) | 29 件  | 47,016,600 円  |
| 脱退一時金      | 92 件  | 50,258,300 円  |
| 遺族給付金      | 32 件  | 12,017,100 円  |
| 合 計        | 756 件 | 164,077,800 円 |

### ④ 掛金の納付決定額の概況

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

|           |             |   |
|-----------|-------------|---|
| ◆ 掛金納付額 ◆ |             |   |
| 標準掛金      | 214,182,144 | 円 |
| 特別掛金      | 0           | 円 |
| リスク対応掛金   | 0           | 円 |
| 特例掛金      | 0           | 円 |
| 事務費掛金     | 33,465,960  | 円 |
| 合 計       | 247,648,104 | 円 |

##### ◆ 納付時期 ◆

標準掛金・事務費掛金を毎月翌月末までに納付をしています

|          |                              |
|----------|------------------------------|
| 標準掛金：    | 毎月末日現在における加入者標準給与月額合計額×1.6%  |
| 特別掛金：    | 設定しておりません。                   |
| リスク対応掛金： | 設定しておりません。                   |
| 特例掛金：    | 設定しておりません。                   |
| 事務費掛金：   | 毎月末日現在における加入者標準給与月額合計額×0.25% |

●掛金は全額事業主負担です

## ● 当基金の現況 ●

(令和8年7月31日現在)

#### 設立事業所数

193 社

#### 加入者数

男子 2,309 人

女子 667 人

合計 2,976 人

#### 年金受給者数等

・年金 305 人

・一時金 48 人

(令和8年4月～)

#### 年金資産額(時価)

時価 3,414 百万円